

大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金の概要

交付対象者（補助を受けることができる方）

大津市域交通圏でユニバーサルデザインタクシーを導入しようとする一般旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者またはリース事業者
※ただし、1人1車制個人タクシーは対象外とする。

補助対象経費

- ①ユニバーサルデザインタクシーの購入経費（中古車の場合、総走行距離が10万キロメートル以下のものに限る。）
- ②ユニバーサルデザインタクシーに該当しない車両を国が認定するユニバーサルデザインタクシーに該当する車両に変更するための改造経費（車両本体および車載器類の購入に要する費用）

※仕入税額控除の対象となる消費税相当額を除く。

補助申請書類および受付期間

交付申請書（別記様式第1号）の提出

令和8年12月28日（月）まで ※当日消印有効

なお、下記の書類が添付書類として必要です。

- 事業計画書（様式第2号）
- 所要額調書（様式第3号）
- 補助事業に係る収支予算書抄本（様式第4号）
- 見積書の写し
- リース事業者の場合にあっては、当該リース契約書等及びリース料金の貸与料金算定根拠明細書
- その他市長が必要と認める資料

補助金額

- ・補助金の額は、補助対象経費を6で除して得た額 ※1,000円未満の端数は切捨て
- ・1台あたり300,000円を限度とする。

注意事項

- ・今回の公募においては、1事業者あたりの上限台数は設けず先着順とさせていただきますが、予算の都合により、急遽、公募を終了する場合があります。
- ・申請状況によって、再度、公募を行う場合があります。

※ 詳しくは、大津市人にやさしいタクシー導入促進事業補助金交付要綱をご確認ください。

【申請先・お問合せ先】

〒520-8575 大津市御陵町3-1 大津市建設部地域交通政策課
Tel：077-528-2736（9時から17時まで・土日祝日を除く）